

千葉市立海浜病院広報委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市立海浜病院における広報活動を推進するため、千葉市立海浜病院広報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) ホームページの内容の定期的な確認及び更新に関する事
- (2) 広報誌の作成及び発刊（原則2回／年）
- (3) 院内掲示による広報に関する事
- (4) その他、海浜病院の広報に関する事

(組織)

第3条 委員会は別表1に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、地域連携室長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、事務長補佐をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が原則として毎月1回これを招集する。ただし、委員長は、必要とときに臨時に委員会を招集することができる。

- 2 委員会が必要と認める時は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

別表1

委員長	地域連携室長
副委員長	事務長補佐
委員	看護部1名 薬剤部1名 医事室（事務1名） 事務局（総務1名） その他、委員長が必要と認めた職員

附 則

この要綱は平成28年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和7年5月1日より施行する。